

## 北九州市の国家戦略特区について (企画調整局作成資料)

### 【報告事項】

- ・ 区域計画の認定について . . . 資料1 P.1
  
- ・ 介護ロボット等を活用した「先進的介護」の実証事業について . . . 資料2 P.3
  
- ・ 国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令の概要 . . . 資料3 P.7



## 国家戦略特区の区域計画の認定について

平成 28 年 10 月 4 日に開催された「国家戦略特別区域諮問会議」（議長：安倍 晋三 内閣総理大臣）を経て、先の区域会議で作成された本市の国家戦略特区の区域計画（案）が、同日付けで内閣総理大臣により認定されました。

### ○ 認定された特区事業の概要

- ・ 滞在施設の旅館業法の適用除外（特区民泊）

国家戦略特別区域法第 13 条第 1 項に規定する特定認定を受けた者が、北九州市内（第一種・第二種低層住居専用地域、市街化調整区域）において、海外からの観光客等の滞在に適した施設に係る外国人滞在施設経営事業を行う。【平成 29 年 1 月より実施】

- ・ 特産酒類の製造事業（構造改革特区）『汐風香る魅惑のワイン特区』

農業の 6 次産業化や新たな地域ブランドの創出による観光振興等を図るため、酒税法の最低製造数量に係る基準を緩和する特例を活用して、果実酒の製造免許を受けた者が、北九州市の特産物であるブドウを原料とした果実酒を製造する。



## 介護ロボット等を活用した「先進的介護」の実証事業について

### 1. 介護ロボット特区ワーキンググループ会議について

第2回の会議を下記のとおり開催。

日時 平成28年9月28日（水） 13：30～15：00

場所 ホテルクラウンパレス小倉 3階 ダイヤモンドホール

※主な意見については別紙1のとおり

### 2. 作業分析について

産業医科大学人間工学研究室 泉博之准教授を中心に、作業分析を実施。

#### 【実施状況】

- ・ 8月29日（月）～9月2日（金）、 作業観察（6日間）於：好日苑大里の郷  
12日（月） ※9月1日（木）は夜間も実施
- ・ 9月4日（日）～9月8日（木）、 作業観察（6日間）於：サポートセンター門司  
23日（金） ※9月6日（火）は夜間も実施

※作業の様子は別紙2を参照

### 3. 実証で使用するロボットについて

平成28年10月下旬より、介護ロボットを施設に導入し、本格的な実証を開始。

※実証で使用する介護ロボットは別紙2を参照

## 第 2 回介護ロボット特区ワーキンググループ 主な意見

## 【作業分析について】

- 介護職員が入居者を見守りしているところと、介護職員が入居者と関わらない個人的な行動（自身の休憩・トイレ・食事など）とは、区別してデータを整理して欲しい。
- 介護職員の仕事は、入浴や食事、トイレなど、入居者が生活するために必須の介助と、入居者の活動を豊かにするリクリエーションなどの活動に分類されるが、今後はこれらの活動を増やしていくべき。
- 作業分析では、介護ロボットの介入が介護作業のどこで必要かが客観的にわかるが、入居者の要介護度によって状況が変わるので、調査対象者の要介護度を明確にしておく必要がある。

## 【介護施設における課題や取り組み】

- 介護現場では、入居者とコミュニケーションを取る時間がほとんど取れないほど多忙。見直していかないと介護の担い手がなくなる。そのため、記録の簡素化などの改善は必要。
- 介護職員は、自分達が長く働けるためにも、頭の切り替えが必要。経験や勘などに頼るだけでなく、マニュアルなどに則った介護ができるように変わる必要がある。

## 【実証で使用するロボット等について】

- 今回は、まずは介護ロボットを使っただけということが大事。
- 作業分析した結果、入居者の介助の中で体位変換を行うことが多いことが見えてきた。今後、介護ロボットがサポートするところがどれくらいあるかを検討する必要がある。
- 介護ロボットの導入が考えられる部分としては、介護職員が入居者と直接関わっていない作業が考えられる。その部分を介護ロボットが担えば、入居者に関わる時間を延ばせる。
- 介護職員が長く働きたいと思える施設になるためにも、耐用年数や価格なども含めて、ロボットの開発を期待する。

## 【介護ロボット導入後の評価について】

- 介護ロボットを使用してみて、介護職員の負担軽減にどれだけ寄与したかに着目して評価することが大切と考える。
- 介護施設は、介護ロボットが欲しいわけではなく、介護ロボットが提供するサービスに期待している。介護ロボットを使う目的が達成されたかどうかを評価する必要がある。
- 介護職員、あるいは利用者の点から、何が望まれているのかを評価しないと、単に介護ロボットの評価に終わってしまう。利用者の自立支援の観点も評価には必要である。
- 介護職員のスキルのことも評価に大きく影響してくる。
- 評価で有効性を証明するのは非常に大変な作業である。
- 介護施設は個室化の傾向のため、入居者が一人になる時間が多い。介護ロボットを導入することで介護職員が入所者の傍にいる時間がどれくらいか増えたかを評価して欲しい。

## 作業観察の実施状況

(8/29~9/2) 【好日苑大里の郷】



(9/4~9/8) 【サポートセンター門司】



## 平成28年度の実証機器

分類	ロボット	メーカー	概要
移乗介助	移乗アシスト装置	安川電機	ベッドから車椅子への移乗を支援するロボット(非装着型)
	マッスルスーツ	イノフィス	人工筋肉を使用し、人間工学に基づく知識とノウハウにより腰部の負担を軽減する装置(装着型)
コミュニケーション	パルロ	富士ソフト	自律型コミュニケーションロボット
リハビリ	Tree(ツリー)	リーフ	歩行リハビリ支援ツール
	足首アシスト装置	安川電機	足圧センサの情報をもとに、歩行時の足関節の底屈・背屈の動きをアシスト
見守り	OWLSIGHT (アウルサイト)	イデアクエスト	ベッド見守りシステム
記録	すま～人! Helper	インフォメックス	介護作業の記録システム





## 国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令の概要

## 1. 政令の趣旨

内外観光客等の宿泊ニーズの急増に対応するため、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の要件を見直し、施設の使用期間を短縮するとともに、近隣住民との調整や滞在者名簿の備付け等を追加するため、国家戦略特別区域法施行令（平成 26 年政令第 99 号）の一部を改正。

## ◇政令で定めるべき事項の概要（特区法第 13 条第 1 項）

- 外国人旅客の滞在に適した施設で、一定期間以上使用させること等の政令で定める要件を満たすものについては、旅館業法の適用を除外。

## 2. 政令の内容（特区政令第 12 条）

- 現在、特区政令で、「7日から 10 日までの範囲内で自治体の条例で定める期間以上」と規定している「最低宿泊・利用日数」について、地域の実情により異なる宿泊施設の不足状況等に適切かつ迅速に対応できるよう選択肢の幅を拡げるとの観点から、施設を使用させる期間を、「3日から 10 日までの範囲内において施設の所在地を管轄する自治体の条例で定める期間以上」であることとする。
- あわせて、現在、通知で措置している近隣住民との調整や宿泊者名簿の設置などの措置を、より効果的かつ透明なものとするため、
  - ・ 滞在者名簿が施設等に備えられ、これに滞在者の氏名、住所、職業その他の厚生労働省令で定める事項が記載されること。
  - ・ 施設の周辺地域の住民に対し、当該施設が国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の用に供されるものであることについて、適切な説明が行われていること。
  - ・ 施設の周辺地域の住民からの苦情及び問合せについて、適切かつ迅速に処理が行われること。を政令の事業要件として法令上明記することとする。

## 3. スケジュール

- ・ 政令の施行日は平成 28 年 10 月 31 日。
- ・ 12 月議会にて民泊を可能とする条例を提出予定。